

パキスタン核兵器開発の多角的分析 ——予備的考察

向 和歌奈

はじめに

国際的な核軍縮・不拡散政策を推進していく際、地域からの努力もまた不可欠な要素である。地域的な取り組みは国際的な取り組みを補完する役割を担い、双方が効果的な相互作用を生み出すからだ。他方で、紛争を抱えるなど安全保障環境が芳しくない地域では、軍事力に頼るパワーポリティックスが主流となり、核軍縮・不拡散への取り組みが停滞するどころか、場合によっては逆行する現象さえ見られる現状にある。

南アジア地域はその例外ではない。国連加盟国であるインドとパキスタンは、ともに核兵器を保有する一方で、核兵器不拡散条約（NPT）をはじめとする主要な核軍縮・不拡散条約には参加していない。両国は1947年、1965年、そして1971年に戦争を経験した。特に1971年の第三次印パ戦争の際に東パキスタン（現バングラデシュ）がインドに奪取されたことで、パキスタンの対印脅威認識は一気に高まり、以後定着した。1974年にはインドが「平和目的の核爆発」を敢行し、軍事目的ではなかったと主張するにせよ、この一件により、南アジア地域における潜在的な核軍拡競争が本格的に開始されたといっても過言ではないだろう。パキスタンはインドを牽制するように核兵器開発を着実に進めていき、1998年にインドが今度は軍事目的での核実験を行った際、インドを追うように自らも核実験を行った。

印パ間の睨み合いは両国が核兵器を保有したのちも継続してきた。1999

年のカルギル紛争は両国が核保有国として本格的に対峙した事例となり、地域的な核戦争への発展が懸念された。2008年11月にムンバイで発生したテロ、あるいは2019年2月14日にプルワマで起こったテロも、インド側はそれがパキスタン国内に拠点を置く国際テロ組織による犯行であるとの考えから、インドのパキスタンに対する警戒態勢は高いレベルで維持されている。今後もこのような事件を発端とする印パ間の軍事衝突と核戦争への発展への懸念も決して小さくない。

インドとの対立がより深まることを理解しながらも、なぜパキスタンは核兵器開発を進めてきたのだろうか。核兵器開発そして核兵器の保有を継続する一方で、パキスタンは国際的あるいは地域的な核軍縮・不拡散政策を積極的に支持する姿勢を同時に見せてきた。この相反する二つの立場は、拡大核抑止に頼りつつも核廃絶を訴える日本の安全保障政策とも相通じるところがある。NPT体制の枠外にいる核保有国の存在は、国際的な核軍縮・不拡散政策を進めていく際には大きな障壁となってきた。それゆえに、パキスタンの核兵器問題への関心も高く、国際的には多くの優れた研究が発表されてきた。他方で国内に目を転じると、パキスタンへの関心はそれほど高くなく、国内政治を体系的にまとめた研究、フィールドワークを通じたパキスタン社会を分析した研究、あるいは印パ間での核戦争の可能性の検証など優れた研究は存在する一方で¹⁾、核兵器開発の経緯そのものや核軍縮・不拡散政策への姿勢などについて包括的にまとめたものはいまだ乏しい。そこで本稿は、パキスタンの核兵器開発の経緯を多角的な角度から分析することを試みるとともに、パキスタンを含む南アジア地域における核軍縮・不拡散政策を進めていくうえでの予備的考察の提供を試みる。

1. パキスタンの核兵器

(1) 核兵器保有に至る経緯と動機

パキスタンの核兵器開発は冷戦期から国際的に疑われてきた。実際にパキ

スタンが核実験を行い核兵器の保有を「公式」に国際社会に知らせたのは1998年5月だったが、パキスタンは1950年代の早い段階から原子力の平和利用分野での可能性を模索しはじめ、1970年代からは軍事的な利用を念頭においた研究開発を本格化させた。

1953年のアメリカのドワイト・アイゼンハワー (Dwight D. Eisenhower) 大統領による「平和のための原子力」(Atoms for Peace) 演説によって国際的に原子力技術が爆発的に普及し始めたことに触発されるように、翌1954年にパキスタンは原子力開発プログラムを発足させた。ちなみにインドが原子力・核兵器開発に着手し始めたのが国家としての独立後すぐであった点に鑑みると²⁾、パキスタンは決してインドの動きを追うようにして原子力分野の開拓を始めたわけではないことが分かる。パキスタンは1955年にアメリカと5年間の原子力協定を締結し、原子力技術の導入を可能とした³⁾。

その後パキスタンでは、1956年に原子力委員会 (Pakistan Atomic Energy Commission: PAEC) が立ち上げられ、原子力分野での研究開発が本格的に動き始めた。PAECの主目的は原子力の平和利用に係る計画と開発であり、その中でも特に放射性物質の調査、調達、廃棄に関することを一義的に担いつつ、原子力・核研究機関の創設に向けた計画を立てることや、研究炉・開発炉の導入に向けた交渉、これらの産業・事業に携わる人材の教育やトレーニングを同時に担うことなどであった⁴⁾。しかしながら、当時のパキスタンには財政的にも人的にも原子力施設を導入するだけの余裕がなく、また1958年に発足したアユブ・カーン (Ayub Khan) 政権内には、そもそも原子力開発を政策として推進していくことに反対する声もあったという⁵⁾。

原子力分野に携わる人材の育成や研究機関の不足を問題視したPAECは、1963年にパキスタン原子力科学技術研究所 (Pakistan Institute of Nuclear Science and Technology: PINSTECH) を設立した。それまでは海外におけるトレーニングを受けるという選択肢しかなかった人材育成についても、パキスタン国内で原子力関係の研究者や技術者を教育することが可能となった⁶⁾。この施設には上記作業を行うべく、アメリカによって供給された高濃縮ウラ

ン型研究炉1号（Pakistan Research Reactor 1: PARR-1）が設置された⁷⁾。

PAEC や PINSTECH の設立には、資源大臣や外務大臣を歴任し、後に大統領と首相に就任したズルフィカール・アリ・ブットー（Zulfiqar Ali Bhutto）が深く関わっていた⁸⁾。Z.ブットーはパキスタンの軍事的な核兵器開発を後押しした、いわゆる「核兵器開発の父」とも称される人物であり、実際に彼が政権要職に就いた1958年頃から、パキスタンの原子力開発計画は大きく走りだしたとの指摘は少なくない⁹⁾。Z.ブットーと彼の周辺の有能な科学者ら（主にイギリスで高等教育を受けた原子力物理や原子力工学の専門家）は、インドの核兵器開発・保有に対する懸念をA.カーンに対して繰り返し主張し、パキスタンも平和利用の分野のみならず軍事利用の分野での開発を同時並行的に進めるべきであると進言した¹⁰⁾。しかしながら、A.カーンは当初と変わらず原子力の軍事利用の側面には消極的な姿勢を示し、Z.ブットーを初めとする核兵器開発推進派の意見を安易には取り入れなかった¹¹⁾。

パキスタンは原子力分野での可能性を探る意欲を持っていた一方で、上述のとおり、物理的および人的な資源を持ち合わせていなかった。それゆえに、パキスタンはさまざまな国から技術の導入を模索した。1965年に入ると、パキスタンは前年より交渉が進められていたカナダとの重水炉建設に係る協定に署名した¹²⁾。この合意によりパキスタンはカナダから天然ウランや重水の供給が約束され、その代償としてパキスタンには提供予定の原子炉を国際原子力機関（International Atomic Energy Agency: IAEA）の保障措置下に置くとの条件が課された¹³⁾。なお、この協定に基づき1966年に建設が始められ、1971年に完成し、1972年に始動したカラチ原子力発電所（Karachi Nuclear Power Plant: KANUPP）は、1976年にカナダが重水や核物質の供給を停止し技術者を同施設から撤退させたものの、その後パキスタンによる独自の運用をもって、2019年現在も運転を継続している¹⁴⁾。

カナダとの原子力協力に係る関係を模索する一方で、Z.ブットーは原子力の軍事的な側面についても同時に並行して考えていた。たとえば、1965年の新聞媒体によるインタビューに答える形で、インドが核兵器の保有に踏

み切った場合、パキスタンは「草や葉を食べてでも、たとえ飢餓状態に陥ってでも (“Pakistan will eat grass or leaves, even go hungry”）」独自の核兵器開発計画を立ち上げる必要性を述べた¹⁵⁾。これには、同年にカシミール問題をめぐり勃発した第二次印パ戦争の代償としてアメリカが印パ両国に対して武器の供給を禁止した結果、パキスタンは通常兵力でのインドとの格差をより意識するようになり、その結果、原子力の軍事利用への魅力が増したことが大きく影響していた¹⁶⁾。Z.ブットーに同調するように、パキスタン国内では核兵器開発を推し進めることへの賛意が、政策決定者の間でも多く聞かれ始めた。くしくも1960年台の国際社会では、核兵器不拡散条約 (Treaty on the Non-proliferation of Nuclear Weapons: NPT) の成立に向けて議論が活発化していた。このような国際的な動向も影響し、パキスタンはインドが秘密裏に核兵器開発を行っているとの懸念から、原子力の軍事利用への技術の活用に関心を示すようになった。

Z.ブットーは政策決定者のみならず、パキスタンの国内世論をパキスタン自身も独自の核戦力が必要であるとの方向に導いたともいわれており、1970年の選挙ではこの点が主要な争点のひとつになった¹⁷⁾。Z.ブットー率いるパキスタン人民党 (Pakistan People's Party: PPP) に触発される形で他の党も相次いで独自の核兵器保有や拡大核抑止への言及を行うなど、核兵器に頼る安全保障政策の重要性を訴えた。1971年12月にZ.ブットーは大統領に就任すると、すぐに核兵器開発計画の可能性を探り始め、翌年には実際にプログラムを発足させた。くしくも同年パキスタンは第三次印パ戦争の末、インドに敗北を期した直後だったこともあり、インドに対する脅威認識と比例する形で、原子力技術の軍事転用への関心も一気に高まった。パキスタンの核兵器開発に大きく関わり、のちに「核の闇市場」の中心的人物として注目されたアブドゥール・カディール・カーン (Abdul Qadeer Khan) はこの時期にZ.ブットーによって招聘され、核物理学に関する最新の知見がパキスタンにもたらされた¹⁸⁾。

1973年にはパキスタンはフランスからプルトニウム濃縮型再処理炉の購

入すべく交渉を開始し、1976年に実際の合意にいたった。核拡散の観点からこの合意に国際社会が強い懸念を示したことを受けて、フランスはパキスタンに対して兵器級プルトニウムの生産を禁止することを条件として再処理炉の提供を提案したが、これをパキスタンは不服とした結果、フランスとの合意は1978年に破棄された¹⁹⁾。この一連の行程には、特にパキスタンの核兵器開発に対する懸念を増幅させていたアメリカによるフランスへの強い圧力が働いていた。

1974年にインドが「平和目的の核爆発」を敢行したことで、Z.ブットーはこの行為自体がパキスタンにとって脅威であると述べ²⁰⁾、パキスタン国内ではインドに対する脅威認識がさら強まった。1977年のクーデター後にムハンマド・ジア・ウル・ハク (Muhammad Zia-ul-Haq) 政権が戒厳令を敷き国内統制を図った際も、国内政治が混乱する中で世論の支持を得るために、同政権はインド脅威論をより強く押し出し、インドへの対抗手段としての核兵器開発を掲げた²¹⁾。同時に、ジア・ウル・ハクはあくまでも秘密裏に核兵器開発を進めることを重視した²²⁾。A.Q.カーンのもつヨーロッパにおけるネットワークを開拓する可能性を探るのと並行して、A.Q.カーンに必要な施設の供給を行い、核兵器開発に係る研究を進めさせた²³⁾。

このジア・ウル・ハクの軍事政権時代に、軍民がそろって核兵器開発計画を支持する体制が一定程度確立したといっても過言ではないだろう。他方で興味深いのは、1950年代に核兵器開発に消極的な姿勢をとっていたA.カーンは軍人であった一方で、核兵器開発に積極的な姿勢をとったZ.ブットーは文民であった点である。現在のパキスタンでは核兵器に関するあらゆる意思決定に軍部が深く関与していると考えられており、政治的な側面にまで強く影響を及ぼす。それゆえに、対印政策を中心に据える安全保障政策の一環として核兵器の存在が認識されている以上、軍部が核兵器の数や質の低下を招きかねない核軍縮のような政策について硬直的な姿勢を貫くのは何ら不思議なことではない。

他方で、核兵器開発が前進しはじめた頃、軍人のA.カーンが抑制的な姿

勢をとっていたのに対して文民の Z. ブットーが積極的であった点に鑑みると、必ずしも軍事的な側面のみがパキスタンの核兵器保有への動機とはいえないとも考えられる。換言するならば、国際社会におけるパキスタンの立ち位置をよりマクロな視点から見てきた Z. ブットーの核兵器開発への意欲的な姿勢は、当時のパキスタンの国としての存在意義や生き残りをかけて必要な選択肢だったともいえるだろう。

その後パキスタンは、1987年頃までに核兵器保有能力（nuclear threshold）に達したとされている。1988年頃にはパキスタンの核兵器開発は核兵器を実際に運用可能な状態にまで組み立てることが可能な段階に達した。この頃には、核兵器開発と並行する形で、またインドのミサイル開発を後追いする形で、パキスタンでも弾道ミサイル開発計画が前進した²⁴⁾。

この時期首相に就任したのがベネジール・ブットー（Benazir Bhutto）だった。B. ブットーは核兵器開発を進めることで、パキスタンとさまざまな国との関係が悪化したことに懸念を示し、核兵器開発計画の再検討する必要があると主張した²⁵⁾。それは1989年の冷戦終結とともに、アメリカにとってのパキスタンの戦略的重要性が低下したこととも連動していたと考えられる。ソ連によるアフガニスタン侵攻への政策の一環として、それまで核兵器開発計画に対しても「寛容な」姿勢をとってきたアメリカは一転、兵器級ウランの製造を中止するよう警告を発した²⁶⁾。パキスタンの政策決定者たちはアメリカによる経済援助、軍事援助の恩恵に引き続きあやかりたいとの考えから、アメリカの圧力のある程度受け入れる姿勢を見せた。当時 B. ブットーには、アメリカや国際社会からの援助や信頼を失ってまでも核兵器開発を進めたいとの強い意欲はなかった。他方で、軍部は核兵器を保有することのほうがより重要な政策であると考えた。軍民が同じ方向性をもって核兵器開発計画を捉えていた時期とは異なり、双方での認識の差が生まれた。

軍部は政権が変わるごとにその政権が一連の核兵器開発計画に対して反対の姿勢をとらないようにしていた。前述のとおり、核兵器が関連する事案にはすべて軍部の強い影響力が及んでおり、またパキスタンでは文民政権で

あっても、統治の観点から政治を円滑に運営するためには軍部の全面的な協力が必要であり、軍部が進める政策に対して明確に反対する姿勢や政策を展開することは、不可能な状態であった²⁷⁾。

軍部が核兵器に係る政策全般の方向性を決定する最終的な力を持っていた点は、1998年にパキスタンがインドの核実験を受けて自らも実験を敢行した決定にもつながった。パキスタンが核実験を行った公式の理由として挙げているのは、インドがその直前に行った核実験に対する報復措置であった。パキスタン自身は、たとえば1995年にも同様にインドが核実験を行おうとしていた情報を受けて、仮に実行されたならば後に続く準備を整えていた²⁸⁾。このような強硬な姿勢は軍部に支持されていたものであり、1998年の段階でも、ナワズ・シャリフ (Nawaz Sharif) 政権が軍部の意向を無視して核実験を控えるといった手段はとれるような状況にはなかったという。パキスタンでは核実験を行ったとしても、そのあとに続くであろう経済制裁や政治的圧力には耐えうるとの判断があり、またインドが核兵器の保有を国際社会に宣言しパキスタンが曖昧な政策をとっていくことは、特に軍部にとっては耐えがたいものとして映った²⁹⁾。つまり、1998年の核実験は、特に軍部にとってはパキスタンの国家としての威信をかけての核実験でもあった。

(2) 現在の核戦力と懸念点

このようにして1998年に核兵器開発計画を核実験という形で公にしたパキスタンは、その後も意欲的に核兵器およびその運搬手段の開発を進めてきた。パキスタンは2018年現在核兵器を約140～150個保有しているとされている³⁰⁾。パキスタンは1998年に核実験を敢行した後、信頼性のある最小限抑止 (credible minimum deterrence) をドクトリンの中心に据え、たびたびこの方針を確認してきた³¹⁾。

その後、インドの限定的な非核攻撃³²⁾を抑止することを主眼とした「フルスペクトラム抑止 (full spectrum deterrence)」を2013年に国家コマンド会議 (National Command Authority: NCA) が表明し、2015年には戦略計画局

(Special Plans Division: SPD) がこれを再確認してから現在までこの方針を維持している³³⁾。

印パ間での核軍拡競争とともに大きな問題となっているのが、ミサイル開発の問題である³⁴⁾。パキスタンは現在、6種類の短距離弾道ミサイルと5種類の中距離弾道ミサイルを保有し、大陸間弾道ミサイルの開発も行われていると言われている。巡航ミサイルについては、2種類の地上発射型を2種類、海上発射型を1種類、そして空中発射型かつ核弾頭搭載可能海上発射型を1種類保有する。他方で、潜水艦発射型弾道ミサイルおよび潜水艦発射型巡航ミサイルについては現時点では保有していない。

しかしながら、インドに対抗する形でパキスタン海軍は潜水艦建設に対する前向きの姿勢を見せている³⁵⁾。また戦略爆撃機については、アメリカからF16A/B、またフランスからミラージュ III/V を購入している。いずれも核兵器運搬のためには使用されない前提で提供されているものの、いずれの爆撃機もそれが可能となるよう改良されたともいわれている³⁶⁾。

パキスタンにとっては、インドとの軍事的衝突の可能性に鑑みて、飛距離が短いミサイルは実戦的なものとして戦略上重視されており、今後もカシミールをめぐる衝突などで印パ間の対立がより深刻化すると、南アジア地域におけるミサイルの軍拡競争は加速化し、核戦争を含む軍事衝突の可能性がより増すとも考えられる。

2. パキスタンの核政策に影響を及ぼす外的要因

(1) インド

パキスタンの安全保障観は国家が独立して以降、基本的には地域の枠組み、とりわけインドとの関係を軸に形成されてきたと言っても過言ではない。「インドからの脱却」や「インドとのパリティーの確立」がパキスタンにとって重要な視点であることは、1947年の独立以来、歴史的にインドとの紛争を繰り返したことから生まれる考えでもあった³⁷⁾。現在でも両国間

ではカシミールをめぐる対立が毎年のように繰り返されている。

歴史を遡ると、1965年の第二次印パ戦争の頃はインドが核開発を進めているのではないかとする疑惑が一気に強まった時期でもあった。この時期に両国間で戦争が勃発したことは、パキスタン国内での「嫌印」度を高め、またそこに核兵器という要素も加わることで、パキスタン国内世論の核兵器保有への選好が高まったと考えられるのは上述のとおりでもある。

1971年の第三次印パ戦争の際にパキスタンは東パキスタン（現バングラデシュ）を失ったことで、パキスタンのインドを敵対視する安全保障観が一定程度完成した。この第三次印パ戦争では、パキスタンは以下の点を再確認した³⁸⁾。第一に、パキスタンの軍事力がインドよりもはるかに劣勢であるという点である。パキスタンは東側の領土を失ったことで、インドの対パキスタン戦略は東西両方に注力する従来の戦略から西に集中的に戦力を注げるものになった。換言するならば、軍事力の向くベクトルを一元化できるという利点がインド側には生まれた一方で、パキスタン側にとってみれば、より不利な立場に立たされることを意味した。この点は、以後両国にとって重要な点となった。これに関連して第二に、パキスタンがインドに吸収されてしまうのではないかという恐怖心が再燃した点である。もともと両国はともに英領インド帝国の一部だったこともあり、パキスタンはその独立前の状態に戻る可能性を憂慮した。そして第三に、同盟という枠組みへの不信感の増幅である。アメリカとの二国間・多国間の軍事同盟を結んでいたにもかかわらず、後述のとおり、アメリカは印パ間の戦争を静観するにすぎず、同盟の枠組みでの援助は一切なかった。パキスタンは自身でインドに立ち向かう必要性に駆られることで、よりインドに対する脅威認識を強めていったと考えられる。このような経験から、パキスタンはインドを主眼においた安全保障政策の一環として核兵器開発に邁進してきた。

パキスタンのインドを中心に据えた安全保障観は、核兵器を保有した後も変化しなかった。その不変の原因はインド側にもあると考えられる。1998年に軍事的な観点から、特に中国の脅威を念頭に核実験を行うことを選挙

公約として示したアタル・ビハリ・バジパイ (Atal Bihari Vajpayee) 率いるインド人民党 (Bharatiya Janata Party: BJP) が政権に就いた。BJP 政権はヒンディー至上主義を全面的に押し出してその後インドの政治を担ってきた。2019年5月に行われたインド総選挙で勝利を収めたナレンドラ・モディ (Narendra Modi) 率いる BJP もまた、たとえば選挙を前に「強いインド」を牽引する政権を国民に誇示するためにパキスタンとの関係を全面的に持ち出し、安全保障の観点から強硬な姿勢を一層強めた。同年2月に勃発したカシミール地方におけるインド治安部隊を乗せた車両への自爆攻撃をめぐる両国の対立と一部武力行使へと発展した事案は、インド側からすると、選挙を見据え決して引き下がれない事態への対応の方法であり、パキスタン側からすると、そのようなインドの姿勢に対抗する以外の選択肢はないという、印パ間における「伝統的」なシナリオでもあった。

加えて、今日のパキスタンにとっての最も大きな懸念材料となっているのが、国際社会がインドに南アジアにおける「安全保障提供者」(designation of the “Net Security Provider” in South Asia to India) としての「称号」を付与しているという点である³⁹⁾。パキスタン政府によると、地域の安全保障は特定の国家によって「提供」されるべきではなく、国連などの中立的な立場にあるアクターによって担保させるよう努力がなされるべきであり、それゆえに、特定の国家をそのような立場として認めることは、その特定の国家を優遇することになることへの不満を感じるという。

パキスタンを主要な核軍縮・不拡散体制に取り込むためには、インドが国際社会から得てきたとされる「特別な待遇」と平等な扱いをパキスタンも享受しているとパキスタン自身が認識することが重要であり、そしてそれは南アジア地域での安定的な印パ関係の構築・維持をなくして実現することはできない⁴⁰⁾。

なお、パキスタンの核開発が決して「威信のためではない (never status driven)」との主張は、パキスタンの安全保障専門家あるいは政府関係者からしばしば聞かれるものの⁴¹⁾、パキスタン自身が国家としてインドと切り

離されて認識されたいとの強い意識自体、一種の威信であるとも考えられるだろう。このような点に鑑みると、核兵器の保有や核実験の敢行には、安全保障の観点と同時に、威信の側面も強くあったといえる。

(2) アメリカ

上述のとおり、パキスタンの安全保障観はインドを中心とした視点で展開する。それゆえに、インドが核兵器の保有に踏み切ったならば、パキスタンも同様の兵器を手にするべきとの単純明瞭な論理展開が好まれてきた。他方で、パキスタンの安全保障政策は冷戦期の米ソ中心のパワーポリティックスに翻弄され、特にアメリカの南アジア政策とも密接に連動してきた点も見逃せない重要な視点である。

1947年に独立して以降、冷戦の激化とも相まって、パキスタンの地政学的重要性は西側諸国、とりわけアメリカにとっては無視できないものだった。1954年にはパキスタンはアメリカと相互防衛援助協定 (US-Pakistan Mutual Defense Assistance Agreement) を結び、また1959年には協力協定 (US-Pakistan Cooperation Agreement) が締結された⁴²⁾。また、パキスタンは1954年に東南アジア条約機構 (Southeast Asia Treaty Organization: SEATO) に、そして1955年には中央条約機構 (Central Treaty Organization: CENTO) にそれぞれ加盟し、アメリカからの軍事的・経済的な支援を全面的に享受した⁴³⁾。パキスタンは当時、アメリカの同盟国であると認識していた⁴⁴⁾。

アメリカとの強い同盟関係にあるとの認識があったからこそ、パキスタンはそのアメリカに対して1965年の第二次印パ戦争の際に介入を要請した。しかしながら、アメリカはこの要請に対して中立的な立場をとり、インドとパキスタン両国に対して武器禁輸措置を敢行した⁴⁵⁾。続く1971年の第三次印パ戦争の際も、当時パキスタン寄りの政策をとっていたアメリカは、インドの行動を公式に非難し、ベンガル湾に原子力空母エンタープライズを派遣してインドを牽制するなどの行動をとったものの、パキスタンの要請に応えての具体的な軍事的介入は行わなかった。このようなアメリカに対する不信

感は、その後、パキスタンが中国との関係を深化させていく大きなきっかけとなったといっても過言ではない。

パキスタンのアメリカに対する不信心は、アメリカの核不拡散政策とも密接に関係する。1970年代に入ると、パキスタンの核兵器開発計画が本格化することを恐れたアメリカは、1977年から1979年にかけて軍事的・経済的制裁をパキスタンに課した⁴⁶⁾。この際に適用されたグレン・サイミントン修正条項（Glenn-Symington Amendment）は、政権が変わっても継続的にパキスタンへの厳しい制裁措置のために活用された⁴⁷⁾。

その後、1979年にソ連によるアフガニスタン侵攻があり、アメリカはアフガニスタンで暗躍するムジャヒディンに対する支援をパキスタンを介して行う政策を選択し、パキスタンの核兵器開発に目を瞑ることとなる⁴⁸⁾。経済的・軍事的援助のための条件をある程度緩和することで、パキスタンを親米路線に転じさせようとした結果、1985年にはプレスラー修正条項（Pressler Amendment）が1961年の対外援助法に追加され、パキスタンが核兵器を保有したという事実が確認されない限りにおいては、アメリカはパキスタンに援助を継続することとなった。ウィリアム・クリントン（William Clinton）政権の際にも、ブラウン修正条項（Brown Amendment）が適用され、アメリカはパキスタンに対してF16戦闘機をはじめとする約3億7千万ドルもの武器の輸出を決定した⁴⁹⁾。

アメリカはパキスタンがその時々国際情勢に鑑みて戦略的に重要な国家であるかどうかという指標によって、パキスタンに対する圧力のかけ方の度合いを変化させてきた。それは、冷戦期同様、冷戦終結後においても同じであった。このアメリカの政策によってパキスタンの核政策は少なからず影響を受けた。パキスタンは継続的に信頼できる相手としてアメリカを捉えることができず、その結果、独自の安全保障政策の遂行を模索することになったとの考えが根強く残る。

(3) 中国

パキスタンと中国は、武器の共同開発、原子力平和利用の分野、あるいは経済分野での中国からの援助のみならず二国間での強固な友好関係・協力関係の強化を図ってきた。2010年にサイヤド・ユースフ・ラザ・ギラーニ (Syed Yusuf Raza Gilani) 首相がパキスタンと中国の関係を「海よりも深く、山よりも高く、鉄よりも強く、蜜よりも甘い」ものであると指摘し⁵⁰⁾、マクドゥーム・シャー・マヘムード・クレーシ (Makhdoom Shah Mahmood Qureshi) 外相は2018年に両国は「全天候型戦略的協力パートナーシップ」(all-weather strategic cooperative partnership) 関係にあると述べ⁵¹⁾、また習近平国家主席も両国の関係を「全天候型友好的」でありその協力関係は「全面的」なものであると述べたことから明らかなように⁵²⁾、両国は蜜月関係にあるといっても過言ではない。2015年には習近平が国家主席としては9年ぶりにパキスタンを訪問し、中国が推進する「一帯一路」構想の中核的な要素となる「中パ経済回廊」(China-Pakistan Economic Corridor: CPEC) を一気に前進させた。

パキスタンが中国と現在のような強い関係を構築し始めたのは、1965年の第二次印パ戦争後であった。当時アメリカがパキスタンに対する態度を硬直化させたため、パキスタンは中国との関係の強化を模索する方向に舵を切ったと考えられているものの、他方で、1960年代には通常兵力で劣勢に立たされているインドに対抗しうるだけの軍事的な援助は見込めないとも考えられた⁵³⁾。アメリカによる援助がアメリカの都合により行われたり停止したりすることに不満を抱くパキスタンに対して、中国による支援は、インドとの対等な地位を手に入れることの確実な手助けとなる「全天候型」のものであるとの認識が広く受け入れられたことはなんら不思議なことでない⁵⁴⁾。実際、インドが核開発を進めているのではないかとの疑念が持たれていたなか、A.カーンとZ.ブットーは訪中し、周恩来との会談の席で、核兵器開発のための支援を中国に求めた⁵⁵⁾。

中国とパキスタンは原子力の平和利用の分野でも密接な関係を持っている

る。中パ原子力平和利用協力協定は1986年に締結された。現在パキスタンにある5つの商業用原子力発電所のうち、チャシュマ（Chashma）には2000年と2001年に運用が開始された中国製の加圧水型軽水炉が運用されている⁵⁶⁾。

この2機は中国が原子力供給グループ（Nuclear Suppliers Group: NSG）に加入する前にパキスタンに供給されたものだった。したがって、当時NSGメンバー国は、すでに建設が開始された原子炉についてはNSGの原則外での基準よる技術の供給を認めざるを得なかった。またそれゆえに、中国からパキスタンに供給されてきた原子炉をはじめとする原子力技術の内容・量を含め、国際社会は知るすべがなく、両国間での了解のもとでのみ情報が共有されているのが現状である。このような状況は、現時点でNSGの主要なメンバー国となった中国による現行のNSGルールに抵触する可能性があるとの国際社会からは指摘も少なくない⁵⁷⁾。

中国にとっても、パキスタンは戦略的に重要な国家である。一帯一路を押し進めるにあたり、中東地域と中国をつなぐ道路、鉄道、あるいは石油パイプラインを建設する際は、そのほぼすべてがパキスタンを經由する必要がある⁵⁸⁾。他方で、中国にとっては、パキスタンに近づきすぎることまた得策ではない。実際、これまでパキスタンによる特定のテロ集団への支援を非難する決議に対して、中国は棄権を選択してきたが、近年では反対票を投じるなど、一定の距離を置く姿勢も見せている。すでに東アジア地域では北朝鮮の問題を抱える中国にとって、経済成長あるいは世界規模での覇権国たる地位を築くためには、東隣と西隣にともに「ならず者国家」が存在することには懸念があろう。パキスタンに近づきすぎることアメリカとの関係も悪化しかねない。中パ間の距離感は今後の世界情勢の移り変わりとともに変化しうる可能性を十分に持っている。

(4) 核軍縮・不拡散規範

パキスタンには冷戦期より核軍縮・不拡散政策を国際的にも地域的にも積

極的に追求してきたとの自負がある⁵⁹⁾。国際的な核軍縮・不拡散政策の前進への関与は古く、たとえば1951年の第6回国連総会においてパキスタンは全面的核軍縮 (total nuclear disarmament) を呼びかけ、フランス、イギリス、そしてアメリカによって提案された軍縮を話し合う専門の委員会の設置の呼びかけに対して、各国の意見の相違を橋渡しする役割をイラクとシリアと共に意欲的に担った⁶⁰⁾。その後、これらの案が盛り込まれた国連総会決議は採択され、国連において軍縮委員会 (Disarmament Commission) が設立され、パキスタンは1952年から1954年までメンバー国として活動した。

これと同時に、パキスタンはインドがNPT成立前に核実験を敢行するのではないかとの懸念を国連総会に対して訴え続けた。それは当時のアメリカによる度重なる水爆実験に反対を示す目的や国際的な核不拡散体制への賛意を示すという意味もあった一方で、インドの核兵器開発を抑制するための手段への賛意といったほうが正確だろう。1960年代中頃にはすでにパキスタンはインドが部分的核実験禁止条約 (Treaty Banning Nuclear Weapon Test in the Atmosphere, in Outer Space and Under Water: PTBT) に抵触しない形で地下核実験を平和目的の名のもと行うとの懸念を示していた⁶¹⁾。インドが核兵器の保有に至る、あるいは、その前段階となる行動をとることは、パキスタンにとっては脅威が増すことを意味した。

そのPTBTが1963年に成立した後、1968年にはNPTが成立した。パキスタンにはPTBT同様、NPTの成立と条約がもたらす規範の形成に携わってきたとの自負がある。それは、当時パキスタンが公平かつ非差別的な軍備管理・軍縮メカニズムを支持し、国際および地域双方のレベルにおいてこのような体制の必要性を説いていたこと、そして地域レベルにおけるさまざまな措置の提案を行ってきたことから、特にパキスタン自身が強く認識していたことでもあった⁶²⁾。そのような姿勢をとってきた背景には、当時アメリカをはじめとする西欧諸国との関係性が良好であり、それらの国々が真剣に国際的な核拡散に憂慮していたため、そしてパキスタン自身がそれほど独自の核兵器保有について真剣に考慮していなかったからであるとの指摘もあ

る⁶³。パキスタンは、国際社会が核軍縮・不拡散に向けて取り組み始めたなか、西側諸国が提唱する具体的な査察や検証の必要性についても、彼らと共に声高に主張することができた⁶⁴。当然ながら、パキスタンがさまざまな核不拡散政策に当初積極的に関与する姿勢を見せた背景には、インドによる核兵器開発の本格化への対抗措置としての側面もあったことはいうまでもない⁶⁵。

1974年にインドが核実験を行ったのちも、パキスタンはインドに対して地域的な軍備管理体制の構築についての提案を幾度も行ってきた⁶⁶。たとえば、パキスタンは1974年に国連総会で南アジア非核兵器地帯の設置を提案し⁶⁷、地域レベルでの核軍縮をインドに対して主導的に示してきたという⁶⁸。また同様に、1978年には核兵器の取得もしくは開発の放棄に関する共同宣言（“Joint Indo-Pakistan Declaration Renouncing the Acquisition of Nuclear Weapons”）、1979年には核施設に対するIAEA査察の相互受け入れ、NPTへの印パ両国同時加入、そしてIAEA保障措置の両国同時受け入れ、1987年には二国間および地域的な核実験の禁止、1991年には南アジアにおける核不拡散に関する会議の開催、1994年には南アジアにおけるゼロ・ミサイル地帯（South Asia Zero-Missile Zone）の設置、そして1997年には不戦協定（No-War Pact）などを次々と提案してきた⁶⁹。インドはパキスタンからのいずれの提案も受け入れなかった。インド側からすると核兵器を保有していない、いわゆる「対等」ではないパキスタンからの提案を受け入れられないのは当然のことだった。さらにいうならば、パキスタンは自身の軍事力がインドのそれと比較すると小さく、また当時は核兵器を保有していなかったがゆえに、パキスタンは地域的な核軍縮措置を主眼においた政策を一義的に進めようとしてきた。一方でインドは、すでに平和目的とはいえ核実験を行っていたこと、そしてたとえば国際的な核実験禁止の発案者が自身であるとの強い自負によって、地域レベルでの軍縮措置は眼中にはなく、グローバルな観点から核軍縮問題を捉えようとしてきた。したがって印パ両国間では同じ土俵にたっておらず、いずれの提案も実を結ばなかった。

1990年代に入りアメリカが核兵器を含む大量破壊兵器の不拡散を重要な課題の一つとして位置づけたこともあり、印パ間でも状況がにわかに変化した。たとえば1990年7月より二国間問題および信頼醸成の促進を目的として印パ外務次官級協議が開始され、1988年の核施設不攻撃に関する協定⁷⁰⁾への署名が行われたのと同時に、化学兵器全廃に関する共同宣言への署名も合意されたことで⁷¹⁾、軍備管理・軍縮分野での進展が若干見られた。

この時期パキスタン国内では特にNPTとCTBTをめぐる激しい論争が展開された。1995年のNPT無期限延長をめぐる議論の際、パキスタンではインドに先駆けてNPTを批准すべきであるとの声も聞かれた。また、国際的な核軍縮・不拡散規範が、特に1995年のNPT無期限延長問題をめぐり盛り上がっていたことを意識して、パキスタンはその流れに逆行しうる自身の核兵器開発に向けられた国際社会の厳しい視線を緩和することを必要と考えた。それゆえに、反対派からは国家安全保障の観点から強い反発があったものの、NPTへの一定の支持を示し、条件によっては署名する用意すらあるという立場を見せた。

1996年に成立した包括的核実験禁止条約（Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty: CTBT）についても、パキスタンは「核実験禁止」の「理念」に対しては、PTBTへの賛意を示した1950年代と変わらず支持をみせ、1996年の国連総会ではCTBTの草案に対しては賛成票を投じた。しかしながら、実際に条約が成立した後、パキスタンはこれへの署名を行わなかった。その理由としては、CTBTを受け入れることによって、パキスタンの戦略的核抑止力の低下につながるのではないかと懸念、インドが核実験を行う兆候がある以上、パキスタンもまた核実験を行う選択を維持する必要があるのではないかとする主張、そしてインドが受け入れない条約をパキスタンが先に受け入れることが許されないとする強い国内世論の存在などが挙げられる⁷²⁾。

他方で、パキスタン国内にCTBTに対する前向きな姿勢がなかったかといえば、そうでもなかった。実際、パキスタンが1998年に核実験を行った直後にシャリフ首相は、パキスタンは1999年9月までにモラトリウムを宣

言し CTBT に署名すると発言しており、パキスタン国会に対して CTBT への署名問題は政府にその決定を一存するよう提案したという⁷³⁾。またインドとの二国間での核実験停止に向けた何らかの協定を締結する準備もあるとの意思も示唆した。

パキスタン国内では国際的な経済支援や軍事支援を得るためにも、CTBT を受け入れることで外からの圧力を緩和するべきであるとの意見もあった。また、インドに先んじて CTBT を受け入れることで、国際的な核不拡散体制への積極的な関与が評価され、国際社会からの信頼も向上し、国際社会への復帰の扉が開かれるとの期待もあった。パキスタンはインドとは異なり、毎年ジュネーブで開催される CTBT 発効促進会議にはオブザーバーとして参加しており、インドとの差別化を主張する姿勢も見せる。このような一見前向きな側面を見せる一方で、パキスタンはそれでもかたくなに CTBT への署名・批准を行わず、インドが署名・批准を済ませたならばパキスタンも同様の措置をとるという伝統的な姿勢を引き続き貫く。

国際的な核軍縮・不拡散への機運が 2009 年のバラク・オバマ大統領によるプラハ演説を契機に一気に高まり、「核のない世界」の実現を目指す方向に世界は傾きかけた。核兵器の使用はきわめて難しい状態にあり、その規範は「核のタブー」(nuclear taboo)として広く浸透してきた⁷⁴⁾。他方で、核兵器は北朝鮮、パキスタン、あるいは非国家主体によって使用される可能性もまた同時に指摘されてきた⁷⁵⁾。

1998 年の核実験によってパキスタンの核軍縮・不拡散政策への理念が変化したわけではなかったが、核実験後のパキスタンの提案は、核保有国として南アジア地域における戦略的安定や核兵器の使用を抑制しうるようなものへと移行していった。もともとパキスタンは核軍縮・不拡散に積極的な姿勢を示し、また核保有にいたってからも国際的な核不拡散体制を否定するような政策を展開するわけではなく、むしろできる限りの範囲でこれに関わろうとしてきたとも、見方を変えればいえるだろう。CTBT や核兵器使用分裂性物質生産禁止条約 (Fissile Material Cut-off Treaty: FMCT) への未加入は、国

際的な核軍縮・不拡散規範を軽視しての行動なのではなく、状況が許さないからであり、条件が整えば条約への参加の意思はあるという。

その条件が整わない背景には、国際社会のインドに対する優遇があるとの不満も少なくない。特にパキスタンはインドのNSGにおける例外化措置への不服を訴えると同時に、2017年の日印原子力協定が著しく国際的な核不拡散体制を傷つけたと主張してきた。パキスタンでは、インドへのこのような特別な地位を付与するのであれば、その際にはパキスタンとインドを対にして、両国を核不拡散義務で拘束しうる、そして両国が真剣に核拡散の問題を考慮しうるような規範を課すことのできる条件を国際社会が提示できていたなら、NPTの枠外にいる両国に対しても有効な核不拡散手段だったとする意見も聞かれた⁷⁶⁾。

3. パキスタンの核軍縮をめぐる立場

(1) 「3つの低減」への姿勢

2014年に岸田文雄外務大臣が打ち出した核軍縮に係る「3つの低減」（「核兵器の役割の低減」、「核兵器の数の低減」および「核兵器を保有する動機の低減」）は、国際社会が核軍縮を考える上での重要な視点を投じた⁷⁷⁾。パキスタン政府関係者によると、これらの3つの視点に則したパキスタンの「努力」は以下のとおりである⁷⁸⁾。

まず、「核兵器の役割の低減」についてである。この観点については、パキスタンはインドとの「信頼醸成措置対話」（CBM dialogue）の中で双方が持つ脅威認識についての話し合いを通じて双方の脅威認識を正確に理解できたならば、核兵器に頼る政策への比重を低くすることが可能だと認識している。パキスタンはインドに対して核兵器の分野での信頼醸成措置の一環として、軍事戦略全般を防衛的なもの（defensive force posture/doctrine）とすべきであると提案してきたものの、たとえばインドが2004年に発表した「コールド・スタート・ドクトリン（Cold Start Doctrine）」からも明らかなように、

インドはパキスタンに対して非常に攻撃的な姿勢を変えていないとパキスタンは感じている。換言するならば、このようなインドの姿勢こそ「核戦争への敷居を低めている（“It can very much easily lower the threshold of nuclear weapons.”）」との認識がパキスタンの有識者の間では広く共有されている⁷⁹⁾。他方で、軍事面における信頼醸成は困難を極めるものの、両国間の信頼醸成措置自体は歴史的にもさまざまな角度から試みられてきており、間接的にこれらの積み重ねが両国関係の安定に寄与することが求められる⁸⁰⁾。

次に「核兵器の数の低減」についてである。パキスタンはこれまで南アジアでの軍拡競争を回避するために、インド側に対して核兵器の数に関する取り決めについての合意を求めてきたのと同時に、不安定要素を伴う対弾ミサイルなどの特定の兵器については南アジアには導入しないなどといった提案も行ってきたという。パキスタン政府はインドとの間での軍拡競争を避けるための手段についての協議を望んでいるものの、両国間が納得する形での実現が見込めないのが実情である。

そして最後に「核兵器を保有する動機の低減」についてである。パキスタンはこの視点が南アジアの核問題を考える際には特に重要だと認識しているという。印パの対立の根底にはカシミール問題が存在することは疑いようがない。この問題がゆくゆく解決するのであれば、核兵器を製造する動機自体が低減するとの有識者らによる発言からも明らかなように、パキスタンの核兵器保有はインドに軍事的劣勢にある立場を核兵器によって補うことで、カシミール問題での立場を不利にしないようにする意図があるとも言い換えることができよう。

このようなパキスタンの核軍縮をめぐる立場は常に安全保障問題と密接な関係にあるのと同じように、日本もまたこの問題と向き合ってきた。日本はNPT交渉および成立時、あるいはそのNPTの無期限延長をめぐる議論が国際的に盛り上がった時期、そして核兵器禁止条約（Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons: TPNW）の交渉および成立時のいずれの時期も、日米同盟や独自の核兵器開発という選択肢の行末など安全保障に係る現実と、広島

や長崎を経験した唯一の戦争被爆国としての立場や、そこから派生する核兵器の非人道性に支えられている核廃絶への希求という理想の狭間で、絶えず揺れ動いていた⁸¹⁾。2017年に成立したTPNWは核兵器国と非核兵器国間の意見の相違のみならず、非核兵器国間での意見の相違が浮き彫りとなり、核軍縮・不拡散分野では国際社会の深い分断を見た。そのなかで日本はこの分断された国際社会の修復を試みるべく、「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」を発足させた。安全保障と軍縮が表裏一体の存在であり、たとえば安全保障環境の向上が軍縮の促進につながるのと同様に、軍縮が進むことで安全保障が改善されるといった、建設的な関係にあるとの前提のもとでの議論を日本が主導的立場で進めてきた。

このような日本の立場は、パキスタンのように、安全保障上の懸念と軍縮へのコミットメントとうまくバランスしようと努力をしていると自ら認識する国にとっては理解しやすいものでもある。実際、パキスタンの複数の有識者からも軍縮と安全保障は相互につながっているもので、排他的なものとして捉えるべきではないとの意見が聞かれた。パキスタンと日本では位置する地域や安全保障環境は多少異なるものの、上記のような共通性と問題意識が存在することへの両国での認識はまだあまり浸透していない。事実上の核保有国としてのパキスタンの現状を批判することはたやすいが、パキスタンの政策の背景にある安全保障問題を正確に理解し、根本的な要因への対応策を考えていくこともまた重要になる。

(2) 日本の貢献の可能性

日本は置かれている立場や環境は違えども、パキスタンと共通する考え方を有するところもある。その共通項を突破口に、パキスタンからの信頼—外交を展開するうえで誠意あるアクターとの認識—を得ることを目指し、南アジアの停滞した状況を好転させるために尽力すべきであり、またそれができる立場にあるといえるだろう。

では、日本はパキスタンと今後どのように向き合っていけるのだろうか。

パキスタンが1998年に核実験を行ったことは、核軍縮・不拡散を外交の重要な柱に据える日本の方針とは相容れず、それゆえに日本はアメリカとともにパキスタンに対して厳しい経済制裁を課した。日本は1952年の国交樹立以来、特に経済分野での協力を基にパキスタンとは比較的友好的な関係を構築してきた点に鑑みると、核実験の敢行がいかに日本にとって衝撃的な事案だったかがわかる。とはいえ、その後、日本は政府開発援助など多くの経済支援を復活させ、現在ではパキスタンにとっての主要な経済支援国の一つとなっている。

他方で、近年日本はインドとの関係強化を意欲的に進めている。このような流れのなかで、日本には印パ両国とバランスの取れた外交を展開していくことが求められる。パキスタンは日本による南アジア地域への積極的な関与を求めている。特に原子力分野での協力は、パキスタンは先に挙げた米印原子力協定と同様に、日印原子力協定がインドに対して核軍縮・不拡散分野での特殊な地位—インドの核兵器保有へのお墨付き—を付与するものである点への不満は決して小さくない。このような不満に対して、日本はまずインドの核兵器保有を認めているわけではないことを再確認するとともに、インドに供与する原子力技術が軍事転用されないような条件が同協定には組み込まれていることを繰り返し説明することから始める以外方法はないだろう。

パキスタンもまた現行の核軍縮・不拡散体制に対して誠意ある行動をとることによって、日本からの信頼を回復する必要がある。現在、パキスタンはA.Q.カーンによる核の闇市場の問題は完全に解決したとの立場をとっている。しかしながら北朝鮮、リビア、イラク、あるいはイランなどに遠心分離機などの核関連機材を売買していたとされる国際的な核拡散ルートの根源に、パキスタンの核開発に多大な貢献をした人物がいることは、パキスタンの国としての責任と信頼を失墜させた。今後、特にインドとの原子力分野におけるパリティーを得たいと考えるのであれば、パキスタンは世界からの協力関係を取りつける必要がある。パキスタンはNPTに参加していないが、NPTの理念自体は支持している⁸²⁾。NSGによるインドのような例外的措置

を受けられないであろうことは、パキスタンの政府関係者も現実的には理解をしている。他方で、パキスタンはたとえば原子力の平和利用のその他の分野、たとえば医療や農業における協力が日本とは可能であるとの希望を持っており、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）の観点からもこれらの分野での発展を望むパキスタンにとっては、日本が持つ技術は魅力的であり、日本との協力関係を構築することへの期待は大きい。パキスタンが核軍縮・不拡散に積極的であるとの姿勢を貫くことは、このようなパキスタンの望む協力関係を日本と築くうえでの重要な一歩となるだろう。

おわりに

国際社会からの厳しい批判にさらされ続けながらも、パキスタンは核兵器の保有を選択した。そして現時点で、パキスタンが核兵器を手放す可能性は極めて低い。なぜパキスタンはこのような政策をとってきたのだろうか。パキスタンの核兵器保有の動機・要因は大きく3つの視点から説明することができる。第一に、インドを中心に据えた安全保障上の理由である。第二に、国家威信上の理由である。これは対外的な威信と同時に国内における各政権の威信も含まれる。特に国内に向けた強い政権の強調や、国家として対外的にも認められているということを示すためにも、核兵器開発を行っていることを全面的に出し、国民の関心をそこに集中させることを目指したとも考えられた。そして第三に、同盟を含む二国間あるいは多国間枠組みに対する不信感である。

このようなパキスタンの今後について、特に核軍縮・不拡散分野に限定して考えるならば、以下の3つの留意点がある。第一に、パキスタンが今後核兵器を放棄するか否かという点である。核兵器保有を放棄するのであれば、既存のさまざまな核軍備管理・軍縮・不拡散条約への参加も可能となる。他方で、その可能性が極めて低いとなると、事実上の核保有国として、パキスタン自身が理性的なアクターとして何を行うべきなのという点を慎重に検討

する必要がある。しかしながら、国際社会の視点に立てば、このようなパキスタンの核兵器保有は当然ながら看過できることではない。NPT体制を維持しつつも、その枠外に存在する核保有国に対してどう対応していくのかと同時に、核兵器の保有を行うことは、非核兵器国とは別の重い責任を負うことになることを、パキスタン自身にも認識させる必要がある。

第二に、核軍拡・拡散の負の連鎖について広く再認識する必要性である。パキスタンの安全保障政策はインドの存在そのものと深く結びついている。他方で、インドはパキスタンを潜在的に意識し続けているものの、それと同時にインドの安全保障政策は中国に対する政策と密接に結びついている。そしてそのインドが意識する中国の安全保障観は、インドに対するものというよりもむしろアメリカに対する政策と密接に連関する。南アジアの安全保障問題は最終的には国際的な安全保障問題と強くリンクしていることから、同地域の安全保障環境を改善する、あるいはその中でも本稿が取り上げたパキスタンの安全保障政策や核兵器問題をより国際社会が望むような方向に持っていくためには、南アジア地域に目を向けるばかりではなく、数珠つながりで結びついているインド、中国、アメリカの政策にも注視する必要がでてくる。

そして第三に、より内政的な観点から、パキスタン国内の政治情勢、特に軍部の政府に対する影響力の大きさについてである。パキスタンの内政には軍部が深く関与しているといわれており、政府の主張が完全に独立したものは考え難い。軍部が核軍縮・不拡散、あるいは軍備管理という概念に賛意を示さない限り、パキスタンは国全体としてその方向に進むことができない。実際、2013年8月下旬に予定されていた外務次官協議がインド側によってキャンセルされた際、表向きの理由は駐印パキスタン大使がカシミール分離派との面会に応じたとのことだとされているが、実情はパキスタン国内の情勢が不安定ななかでの印パ協議の開催意義が見いだせない、つまりは文民政権の国内統治能力の限界があり、仮に交渉したとしても物事がそこで最終決定しないとの判断が影響したともいわれている⁸³⁾。

パキスタンを含む南アジア地域は、核軍拡競争が現実的に進行中の地域である。核軍縮・不拡散政策を推進していくうえで無視できない地域でもある。そのなかで日本は、米中露のような国とは一線を画し、印パ両国から信頼されるような外交を展開していくことで、南アジアの安定と発展に貢献する道を探る必要があるだろう。日本はパキスタンともインドとも良好な関係を築くことができるうえに、経済的にも技術的にも、そして国民性の観点からも両国からの信頼が厚い。他方で最近の日本はインドとの蜜月期を迎えており、パキスタンはこれに不満を抱いている。南アジア地域でどのように「公平性」を保った外交を展開できるのか。そもそもこの「公平性」とは何を示すのか。本稿では今回このような点を詳しく取り上げ検討することができなかったが、たとえば特定の国家との原子力協定を締結するといった日本による原子力外交が核軍縮・不拡散政策の推進にどのような影響を及ぼすのかなどの諸点についても併せて検討・分析していくことが、今後の課題となるだろう。

注

- 1) たとえば以下を参照。中野勝一『パキスタン政治史—民主国家への苦難の道』明石書店、2014年；水谷章『苦悩するパキスタン』岩波書店、2004年；黒崎卓、山根聡、子島進編『現代パキスタン分析—民族・国民・国家』明石書店、2004年；栗田真広『核のリスクと地域紛争：インド・パキスタン紛争の危機と安定』勁草書房、2018年。
- 2) インドの核開発の歴史については、たとえば以下を参照。George Perkovich, *India and the Bomb: The Impact on Global Proliferation*, University of California Press: Berkeley and Los Angeles, 1999; Strobe Talibot, *Engaging in India: Democracy and the Bomb*, Penguin Books Indian Pvt. Ltd.: New Delhi, 2004.
- 3) Hassan Abbas, *Pakistan's Nuclear Bomb: A Story of Defiance, Deterrence and Deviance*, London: Hurst & Company, 2018, p.51.
- 4) Bhumitra Chakma, *Pakistan's Nuclear Weapons*, New York: Routledge, 2009, p.11: Abbas, op. cit., pp.51-52.
- 5) 当時のパキスタンでの原子力分野の進展は、直接的には核兵器開発につながっていなかったと考えられる一方で、その可能性については当然ながら十

- 分念頭にあったと考えられよう。他方で、カーンはインドを念頭においた安全保障政策では通常兵力によるもので十分であるとの認識を持っていたという。詳しくは以下を参照。Chakma, op. cit., p.12; Samina Ahmed, “Pakistan’s Nuclear Program,” *International Security*, Vol.23, No.4, Spring 1999, p.181.
- 6) Chakma, op. cit., p.13.
 - 7) PARR-1 は 1965 年に臨界に達する。その後、アメリカが高濃縮ウランの供給を停止したことで、1992 年以降は中国が供給する低濃縮ウランを使用する施設として運用されている。
 - 8) International Institute for Strategic Studies, *Nuclear Black Markets: Pakistan, A. Q. Khan and the Rise of Proliferation Networks*, London: IISS, 2007, p.15.
 - 9) Abbas, op. cit., p.53.
 - 10) *Ibid.*, pp.58-59.
 - 11) Ahmed, op. cit., p.182.
 - 12) Chakma, op. cit., p.13; Ahmed, op. cit., pp.182-183.
 - 13) Abbas, op. cit., pp.54, 57.
 - 14) カナダの援助が停止した後、ブットーは中国に物理的および技術的な支援を求めたともいわれている。また、ブットーは、イスラム教国家 (Islamic State) のつながりから、リビアとサウジアラビアより資金的援助を受けていたともいわれている。詳しくは以下を参照。Iram Khalid and Zakia Bano, “Pakistan’s Nuclear Development (1974-1998): External Pressures,” *South Asian Studies*, Vol.30, No.1 (January-June, 2015), p.225; 中野、前掲書、330-331 ページ。
 - 15) International Institute for Strategic Studies, op. cit., p.15.
 - 16) Ahmed, op. cit., p.182.
 - 17) Chakma, op. cit., p.17.
 - 18) Khalid and Bano, op. cit., pp.224-225.
 - 19) *Ibid.*, p.226.
 - 20) *Ibid.*, p.223.
 - 21) Ahmed, op. cit., p.186.
 - 22) ジア・ウル・ハクは、自身がインドとの戦争を経験した点からも、インドとの更なる不要な争いを避けることは、パキスタンのためにも必要なことであると強く意識していたという。詳しくは以下を参照。Steve Fetter and Devin T. Hagerty, “Correspondence: Nuclear Deterrence and the 1990 Indo-Pakistani Crisis,” *International Security*, Vol.21, No.1 (Summer 1996), p.184.
 - 23) Khalid and Bano, op. cit., p.227.
 - 24) Ahmed, op. cit., p.188.
 - 25) Khalid and Bano, op. cit., p.227.
 - 26) Ahmed, op. cit., p.189.

- 27) ベネジール・ブットやナワジ・シャリフはアメリカの圧力に妥協する形で国内の濃縮計画を停止しようと試みたものの、軍部の協力を得られずに実現ができなかったという。それどころか、その後は政権の座を追われることになる。詳しくは以下を参照。Ahmed, op. cit., pp.190-191.
- 28) ナラシマ・ラオ (Narasimha Rao) 政権時、インドはCTBTとの関係から核実験の可能性を模索していた。核実験を計画しているとの情報を得たアメリカは強く圧力をかけ、インドは最終的には核実験を行うことができなかった。詳しくは以下を参照。Ibid., p.194.
- 29) Ibid., pp.195-196.
- 30) Stockholm International Peace Research Institute, *SIPRI yearbook: Armaments, Disarmament, and International Security*, Oxford: Oxford University Press 2018, p.273.
- 31) Bruno Tertrais, “Pakistan’s Nuclear Programme: A Net Assessment,” *Recherches & Documents N 04/2012*, Fondation pour la Recherche Strategique, June 13, 2012, pp.5-6; 有江浩一「最小限抑止の概念の検証」『防衛研究所紀要』第21巻第1号、2018年12月、87 - 88頁。
- 32) インドは2004年に「コールド・スタート (Cold Start)」ドクトリンを発表し、パキスタンとの国境沿いに対パ通常戦力を集中的に配置した。これらは1998年にパキスタンが核実験を敢行した後に、印パ間での不安定な関係が一層高まったことを受けたインド側の対応であった。「コールド・スタート」については、たとえば以下を参照。Walter C. Ladwig III, “A Cold Start for Hot Wars? The Indian Army’s New Limited War Doctrine,” *International Security*, Vol.32, No.3 (Winter 2007/08), pp.158-190.
- 33) Moiz Khan, “Understanding Pakistan’s Full Spectrum Deterrence,” *Journal of Strategic Affairs*, Vol.1, No.2, Winter 2016, pp.109-153.
- 34) ミサイルの種類についてはたとえば以下を参照。Arms Control Associations, “Arms Control and Proliferation Profile: Pakistan,” July 2018, <https://www.armscontrol.org/factsheets/pakistanprofile> (June 16, 2019).
- 35) Ibid.
- 36) Ibid.
- 37) Kaura, op. cit., pp.89-104.
- 38) Chakma, op. cit., pp.19-20.
- 39) 筆者によるイスラマバードの国際戦略研究所 (Center for International Strategic Studies :CISS)、国立科学大学 (National University of Science and Technology: NUST) および戦略ビジョン研究所 (Strategic Vision Institute: SVI) での意見交換会 (以下、筆者による2019年2月意見交換・インタビュー、イスラマバード、2019年2月14、15日。) より得た見解である。なおそれぞれの会合はチャ

- タムハウスルールによって行われたため、具体的な発言者名は伏せることとする。
- 40) Toby Dalton and Michael Krepon, “A Normal Nuclear Pakistan,” Stimson Center and Carnegie Endowment for International Peace, 2015, p.6.
 - 41) 筆者による 2019 年 2 月意見交換・インタビュー、イスラマバード、2019 年 2 月 14、15 日。
 - 42) たとえば以下を参照。Sultana Afoz, “The Cold War and United States Military Aid to Pakistan 1947-1960: A Reassessment,” *South Asia*, Vol.XVII, No.1, 1994, pp.57-72.
 - 43) Ahmed, op. cit., p.181.
 - 44) Mohammed Ayub Khan, “The Pakistan-American Alliance,” *Foreign Affairs*, Vol.42, No.2, January 1964.
 - 45) Chakma, op. cit., p.16.
 - 46) Ahmed, op. cit., p.186.
 - 47) グレン・サイミントン修正条項は 1961 年の対外援助法を核不拡散の観点から補強した国内法であり、ジミー・カーター (Jimmy Carter) は大統領就任直後よりこれを援用してパキスタンに対する厳しい措置を敢行した。Department of State Action Memorandum, “Pakistan and the Symington Amendment,” March 17, 1979, National Archives, Record Group 59, Department of State Records, Records of Warren Christopher, 1977-1980, box 56, Pakistan III.
 - 48) Vanay Kaura, “Implications of Pakistan’s India-centric Security Policy,” *The Polish Quarterly of International Affairs*, No.4, 2016, p.96.
 - 49) Ahmed, op. cit., p.192.
 - 50) “Pak-China Friendship is Higher than Mountains, Deeper than Ocean and Sweeter than Honey: PM,” *The Nation*, December 19, 2010, <https://nation.com.pk/19-Dec-2010/pakchina-friendship-is-higher-than-mountains-deeper-than-ocean-and-sweeter-than-honey-pm> (June 9, 2019).
 - 51) “Pakistan, China are ‘All-Weather Strategic Cooperative Partners’: FM Qureshi,” *Pakistan Today*, October 31, 2018, <https://www.pakistantoday.com.pk/2018/10/31/pakistan-china-are-all-weather-strategic-cooperative-partners-fm-qureshi/> (June 9, 2019).
 - 52) “Mr. Xi Jinping, President of China, Official Message,” <http://cpec.gov.pk/messages/2> (June 9, 2019).
 - 53) Ahmed, op. cit., p.182.
 - 54) Vanay Kaura, “Implications of Pakistan’s India-centric Security Policy,” *The Polish Quarterly of International Affairs*, No.4, 2016, p.89.
 - 55) Abbas, op. cit., p.57.
 - 56) なお、これらの施設および使用済み燃料は IAEA 保障措置下にある。International

- Atomic Energy Agency, “Agreement of 24 February 1993 between the International Atomic Energy Agency and the Government of the Islamic Republic of Pakistan for the Application of Safeguards in Connection with the Supply of a Nuclear Power Station from the People’s Republic of China,” INFCIRC 418, March 1993, www.iaea.org (May 25, 2019).
- 57) Paul K. Kerr and Mary Beth Nikitin, “Pakistan’s Nuclear Weapons,” Congressional Research Service (RL34248), January 14, 2016, p.28.
- 58) Kaura, op. cit., pp.100-101.
- 59) Muhammand Khurshid Khan. “Comprehensive Test Ban Treaty: Emerging Trends & Options for Pakistan,” *NDU Journal*, Vol.XXV (2011), p.29; 筆者による2019年2月意見交換・インタビュー、イスラマバード、2019年2月14、15日。
- 60) Dan Plesch, “The South and Disarmament at the UN,” *Third World Quarterly*, Vol.37, No.7, 2016, pp.1209-1210.
- 61) Zafar Khan, *Pakistan’s Nuclear Policy-A Minimum Credible Deterrence*, London and New York; Routledge, 2014, p.115.
- 62) 筆者による2019年2月意見交換・インタビュー、イスラマバード、2019年2月14、15日。
- 63) Zafar Khan, op. cit., p.114.
- 64) Zafar Khan, “Pakistan and the NPT: Commitments and Concerns,” *Margalla Papers*, Vol.XVI, Issue I, 2012, p.4.
- 65) Chakma, op. cit., p.14.
- 66) Sannia Abdullah, “Pakistan and the Non-proliferation Regime,” Naeem Salik ed., *Nuclear Pakistan Seeking Security & Stability*, Islamabad: University of Lahore Printing Press, 2018, pp.151-153.
- 67) United Nations General Assembly Resolution 3265B (XXX), December 9, 1974.
- 68) 筆者による2019年2月意見交換・インタビュー、イスラマバード、2019年2月14、15日。
- 69) “Statement by Pakistan to the CD, 14 May,” Statement by Ambassador Munir Akram in the Plenary Meeting of the Conference on Disarmament, May 14, 1998; A.H. Nayyar, “Pakistani Perspective on Nuclear Disarmament and Non-proliferation,” *FES Briefing Paper*, No.9, August 2008, pp.5-6.
- 70) 協定の文言については以下を参照。“Agreement Between India and Pakistan on the Prohibition of Attack Against Nuclear Installations and Facilities (India-Pakistan Non-Attack Agreement),” https://media.nti.org/documents/india_pakistan_non_attack_agreement.pdf#search='non+attack+on+nuclear+facility+india+pakistan' (June 16, 2019).
- 71) 協定の文言については以下を参照。“India-Pakistan Agreement on Chemical

- Weapons,” https://media.nti.org/documents/india_pakistan_cw.pdf#search=chemical+weapons+production+prohibition+india+pakistan (June 16, 2019). なおこの共同宣言には両国は1992年に調印を済ませ、パキスタンは翌年には化学兵器禁止条約への署名を済ませた。
- 72) Abdullah, op. cit., p.154. パキスタン政府として核実験禁止への賛意はあるものの、インドの動向を勘案せずに自発的にかつ単独でCTBTに加入することは、パキスタンにおけるいかなる形態の政府であっても難しいという。インドが態度を変化させ同条約に加入しない限り、それは「絶対に認められない行為」(unacceptable)であるとの意見が多数聞かれた。筆者による2019年2月意見交換・インタビュー、イスラマバード、2019年2月14、15日。
- 73) Howard Diamond, “India, Pakistan Committed to Sign CTB Treaty by September 1999,” *Arms Control Today*, Vol.28, October 1998, https://www.armscontrol.org/act/1998_10/satoc98 (June 16, 2019).
- 74) 核タブーについてはたとえば以下を参照。Nina Tannenward, *Nuclear Taboo: The United States and the Non-use of Nuclear Weapons*, Cambridge: Cambridge University Press, 2007.
- 75) Laurence Freedman, “Disarmament and Other Nuclear Norms,” *Washington Quarterly*, Vol.36, No.2, Spring 2013, p.104.
- 76) インドの例外化措置はインドに核不拡散義務を課さずにインドの原子力(核兵器)に関する一定の国際的な地位を認めたことになる(“they incentivized India for certain behavior without putting enough nonproliferation commitments to them”)という。筆者による2019年2月意見交換・インタビュー、イスラマバード、2019年2月14、15日。
- 77) 外務省「岸田大臣の核軍縮・不拡散スピーチ(概要)」「大臣と語る」於：長崎大学)2014年1月20日、https://www.mofa.go.jp/mofaj/dns/ac_d/page18_000176.html (2019年6月16日)。
- 78) 筆者による2019年2月意見交換・インタビュー、イスラマバード、2019年2月14、15日。
- 79) 同上。
- 80) 印パ両国間の信頼醸成措置については、たとえば以下を参照。Naeem Ahmad Salik, “Confidence Building Measures between India and Pakistan,” *NDU Journal* Vol. XXIV, 2010, pp.47-84; 伊豆山真理「インド・パキスタン間の信頼醸成措置—「信頼関係」なきプロセス—」『防衛研究所紀要』第1巻第2号、1998年11月、1-16ページ。
- 81) 拙稿「核軍縮・不拡散政策と日本の選択—葛藤と継続の変容—」日本軍縮学会編『核軍縮の諸相』信山社、2019年、305-326ページ。
- 82) 筆者による2019年2月意見交換・インタビュー、イスラマバード、2019年2

月14、15日。

- 83) 笠井亮平「パキスタンから見た印中の台頭」田所昌幸編『台頭するインド・中国—相互作用と戦略的意義』千倉書房、2015年、139ページ。

A Preliminary Study on Pakistan's Nuclear Weapons Development and Disarmament Policy

Wakana MUKAI

When promoting international nuclear disarmament and nonproliferation policies, regional efforts become inevitable. This ideal becomes difficult, however, if a certain region is constantly experiencing conflicts, especially among two nuclear armed states, such as in the case of South Asia.

Pakistan conducted a series of nuclear tests in 1998 and became the seventh country which officially announced internationally its possession of nuclear weapons. At the same time, Pakistan has acknowledged itself to be a strong supporter of both international as well as regional nuclear disarmament and nonproliferation efforts. Why did Pakistan decide to possess nuclear weapons, in spite of understanding that it would irritate India and bring more tension to the region? There are multiple factors that strongly influence(d) Pakistan's nuclear weapon policy, such as the historical relation with India, and the U.S. policy towards South Asia, as well as the relationship with China.

As countries outside the NPT regime that possess nuclear weapons have always been an obstacle to further promoting nuclear disarmament and nonproliferation, motives for Pakistan to hold on to these weapons have attracted many studies by scholars throughout the world. On the other hand, however, studies specifically analyzing Pakistan's position on both its nuclear possession and nuclear disarmament have not gained much attention in Japan. Therefore, this study tries to offer various

perspectives on why Pakistan is taking its unique stance on nuclear weapons and nuclear disarmament, in parallel with trying to provide preliminary analysis on ways for Japan to be engaged in promoting nuclear disarmament and nonproliferation policies towards Pakistan, and ultimately the South Asian region.